

3 幼児教育無償化に係る障害児通所支援の利用者負担について

(1) 多子世帯の負担軽減の動きについて

平成 25 年 6 月 6 日の「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」における合意を受け、文部科学省においては、「環境整備」として、現行異なる幼稚園と保育所の「負担平準化」を図るため、平成 26 年度から「低所得者世帯・多子世帯」の対応を進めていくこととしている。具体的には、低所得者世帯の費用負担を無償とし、徴収金を一律に第 2 子半額、第 3 子以降無償としている保育所の費用負担に、幼稚園が合わせるため、平成 26 年度概算要求で所要の額を要求しているところである。

障害児通所支援についても、従来から保育所と同様の軽減措置を行うべきとの関係団体からの要望を受けていたところであり、また、幼稚園が保育所と同様の負担軽減措置を実施することと併せて、障害児通所支援の利用者負担についても同様の軽減が図れるよう平成 26 年度概算要求に盛り込んだところである。

(2) 障害児通所支援の利用者負担軽減措置の要求内容等について

障害児通所支援を利用している児童と同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設に通う又は障害児通所支援を利用する児童がいる場合、障害児通所支援を利用する児童が第 2 子なら障害児通所支援に係る費用総額の 100 分の 5 の額と、第 3 子なら無償と所得区分ごとの負担上限月額を比較し低い方の額を負担上限月額とすることとしている。(関連資料 6 (79 頁))

今後、予算編成の状況も踏まえつつ、具体的な内容や事務手続等について検討し、その内容が固まり次第お知らせすることとしているのでご了解願いたい。

幼児教育無償化に合わせた障害児支援の負担軽減(案)

現状 「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」において、

- ① 平成26年度予算では、一律に第2子半額、第3子以降無料とされている保育所の費用負担に幼稚園が合わせるために文科省が所要の額を計上
- ② 第1子からの無償化については、平成27年度からスタートする新制度の状況等を踏まえつつさらに検討

との形で合意された。(平成25年6月6日)

* 現行制度の概要

(保育所) 世帯の所得状況により8階層に区分した徴収月額(0～10万4千円)を設定。母子世帯や在宅障害児(者)のいる所得税非課税世帯では負担軽減措置あり。

兄・姉が就学前の場合には第2子目は半額、第3子目はゼロ。

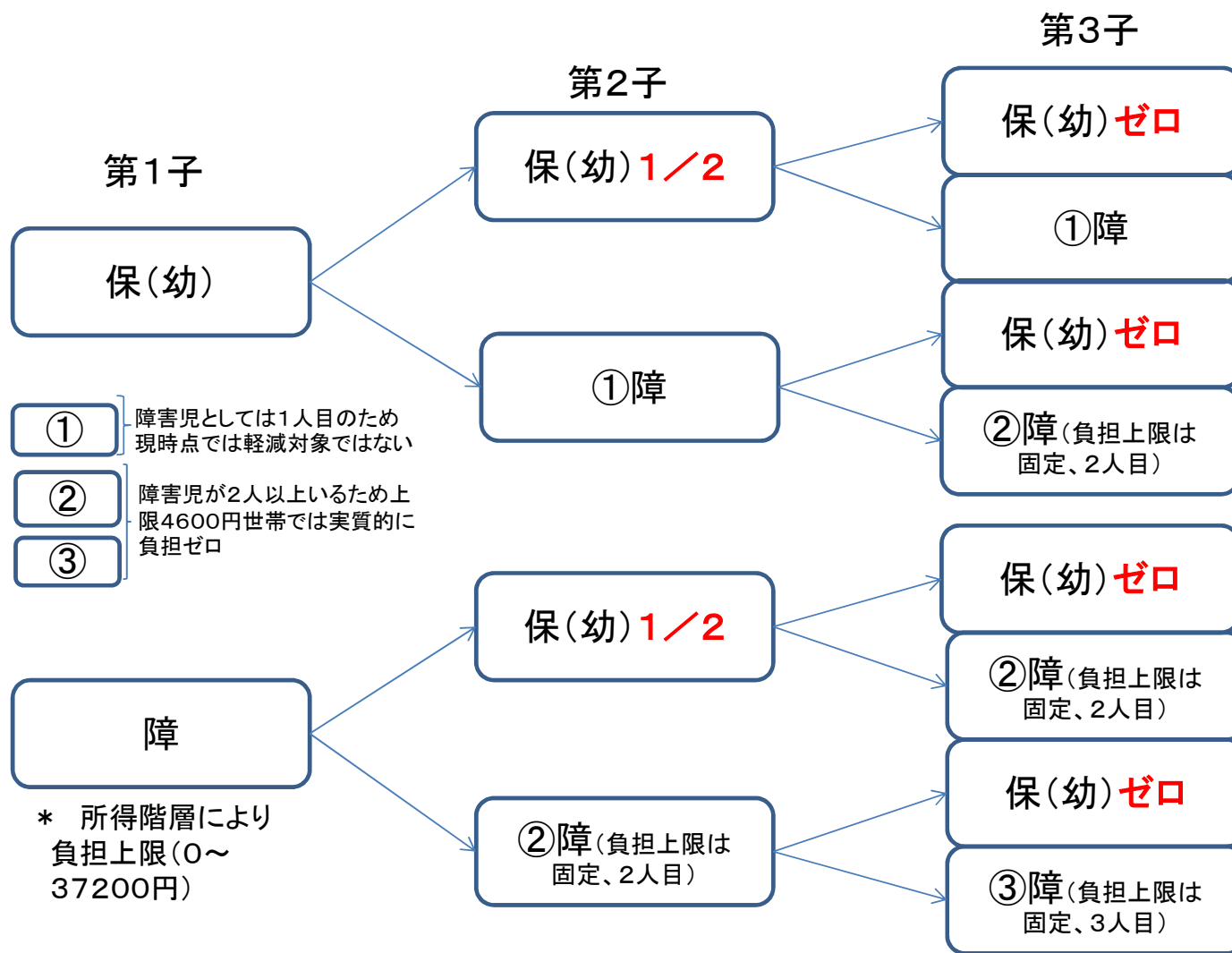
(幼稚園) 利用世帯については費用徴収額の設定ではなく利用費助成の形で構成。公立は利用費平均が年額7万9千円で民税非課税以下2万円補助(実質負担年額5万9千円)、私立平均は30万8千円で所得階層によって約6万円～約23万円補助(実質負担年額 約7万9千円～24万6千円)。

兄・姉が就学前の場合には、第2子目は所得層によっては半額、第3子は全階層でゼロ。

(* 幼稚園の場合には、兄・姉が小学校3年までの場合も所得層によっては軽減あり。)

→ 上記いずれも、兄・姉が通っているのが(医療型)児童発達支援でも軽減措置の対象となっている。関係団体からは「障害児についても保育所と同様に第2子目は半額、第3子目以降はゼロとする負担軽減を行うべき」との要請を受けていた。今回、幼稚園の負担軽減について保育所と同様に所得制限が撤廃されることを前提として、障害児支援についても対応するもの。

対策のイメージ①(幼稚園が保育園と同様の多子軽減を行う前提としたもの)



①のうち民税課税世帯全体について、及び②③のうち民税課税世帯で所得割二十八万円以上の世帯について、第2子半額、第3子以降ゼロとするイメージ。

* 民税所得割28万円未満→月額上限4600円
 民税所得割28万円以上→月額上限37200円

対策のイメージ②(年収1000万円世帯 子ども2人のケース)

【現行の多子軽減】

【見直し後】

第1子
【ケース1】

保

第2子

障

多子軽減無し

〔世帯の負担月額〕

保 77000円
障 16000円
計 93000円

〔世帯の負担月額〕

保 77000円
障 (16000
× 50%)円
計 85000円

見直し

保育所の
徴収金と
同様の考
え方によ
り、第2子
を半額と
する。

多子軽減の扱い
が異なり整合性
がとれていない

【ケース2】

障

保

多子軽減有り

障 16000円
保 (77000
× 50%)円
計 54500円

障 16000円
保 (77000
× 50%)円
計 54500円

第1子が保育所に
通っているものと
みなし、
保育料 半額

※現行と変更無し

